

## 東京都立大学 大学院課程教育

### 「学位授与の方針」及び「教育課程の編成・実施の方針」

プログラムの名称：社会科学研究科 法曹養成専攻（法科大学院）

#### 1. 課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー：DP）

##### （1）取得できる学位

法務博士

##### （2）取得できる資格

修了することで受験資格を得られるもの：司法試験受験資格

##### （3）育成する人材像

東京都立大学法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。この理念に基づき、本法科大学院の入学選抜では、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握し、分析・判断するための論理的思考力を有し、それを的確に表現することのできる人材を幅広く求めるものとしている。

##### （4）プログラムの特色

1年次に法律基本科目及び基礎・隣接科目、2年次に法律基本科目、実務基礎科目及び展開・先端科目、3年次に演習を含む応用的科目を段階的に履修させることとしている。

##### （5）専門知識及び研究開発その他の能力

- ①法曹として必要な法律基本知識、実務基礎知識、それを具体的な問題に当たり、論理的に分析・判断する能力、及び問題解決に向けて論理的・説得的に表現し、交渉する能力。さらに、幅広い社会的事象を的確に分析・判断するための基礎的・隣接的な分野、及びより高度な問題解決能力を身につけるための展開・先端的な分野の知識・理解及び技術。
- ②具体的な事案解決のための論理的な分析・判断能力、それを実現するための表現能力、交渉能力。

## (6) 修了要件

- (1) 必修科目      ①法律基本科目(公法系 10, 民事系 34, 刑事系 14) 合計 58 単位  
                    ②法律実務基礎科目 合計 6 単位
- (2) 選択必修科目 ①法律実務基礎科目 4 単位以上  
                    ②基礎法学・隣接科目 4 単位以上  
                    ③展開・先端科目 12 単位以上

※本学在学生在が修了要件を確認する場合は、必ず入学年度の「法科大学院履修案内・授業概要」を参照すること。

## 2. 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

### (1) 専門教育及び研究開発その他の能力の確保のための科目編成・教授法・学修方法・学修過程・学修成果の評価の在り方等の基本的考え方

本法科大学院では、各授業における教育方法として、①法律基本科目・実務基礎科目及び展開・先端科目においては、原則として、質疑応答を含んだ講義とすること、②初年度の法律基本科目、基礎・隣接科目においては、予習・復習について十分に説明を加えた上で、適切な指導を行うこととの方針の下に、講義が実施されている。

また、各授業科目の成績評価は、一部の可否のみの判定を行う科目を除き、5点法をもって行い、2点以上を合格とすることとしており、成績の合格・不合格は、絶対評価により決定する。さらに、合格者の成績については、原則として、4段階の相対評価によることとし、相対評価の割合についても申し合わせを行っている。

### (2) 年次進行判定

1年次から2年次に進級するためには必修科目 30 単位のうち 26 単位以上を修得しなければならない。

2年次から3年次に進級するためには、3年履修課程においては必修科目 26 単位のうち 22 単位以上、2年履修課程においては必修科目 30 単位のうち 26 単位以上（未修得科目に単位数 4 の科目が含まれる場合には、24 単位以上）を修得しなければならない。

また、2年連続して進級要件を満たすことができない場合には、退学を命ずる。